

令和 年 月 日議決・専決

令和 7年 7月 31日施行

令和 7年 7月 31日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和7年佐用町要綱第37号

佐用町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 7年 7月 31日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町要綱第 37 号

佐用町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

佐用町障害者等日常生活用具給付等事業実施要綱（平成18年佐用町要綱第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に掲げる対象者は、原則として在宅（別表に掲げるストマ用装具・ストマ用品及び紙おむつについては、入院・入所している場合を含む。）で生活する者とする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。